

まちづくりセンターに関するQ&A

| ① 名称や所在地について | |
|----------------------------|---|
| Q. 施設の名称は、どうなりますか？ | A. 「公民館」が「まちづくりセンター」に変わります。 また、分館は、現在と同様に「〇〇分館」です。 例えば、「石見公民館後野分館」は、「石見まちづくりセンター後野分館」になります。 |
| Q. 施設の所在地や電話番号は、変わりますか？ | A. 所在地や電話番号は、変わりません。 (杵束まちづくりセンターは、4月に新しい施設が開館します。) |
| Q. 地域の「自治公民館」も名称の変更が必要ですか？ | A. 地域が設置・運営する「自治公民館」の名称の取扱については、地域ごとに決めていただいて構いません。 |

| ② 職員配置について | |
|---|---|
| Q. 各まちづくりセンターには、何人の職員が配置されるのですか？ | A. 各まちづくりセンターにセンター長1人と主事2～3人を配置します。 |
| Q. 現在の公民館職員は、交代になるのですか？ それとも同じ人が配置されるのですか？ | A. 現在の公民館職員に意向を確認し、継続勤務の意向がある職員については、引き続きまちづくりセンター職員として配置します。 継続の意向がない場合は、新しい職員を選任して配置します。 |
| Q. センター長や主事は、どのように選ぶのですか？ | A. センター長は、公民館運営推進委員等、地元の意見を伺って選任します。 主事は、原則公募します。 |
| Q. 現在の公民館職員は、市の会計年度任用職員ですが、まちづくりセンターになると変更がありますか？ | A. まちづくりセンター職員には、現在の公民館と同様、市の会計年度任用職員を配置します。 |

| ③ 機能・役割について | |
|--|--|
| <p>Q. まちづくりセンターが担う「協働のまちづくりの推進」とは、どのような機能・役割ですか？</p> | <p>A. 市民の皆さんが主役の協働のまちづくり（地区まちづくり推進委員会などによる地域課題の解決に向けた取組や地域の特色を活かしたまちづくり）を推進することです。</p> <p>地域の状況によって具体的な役割は異なりますが、例えば、地区まちづくり推進委員会の事務局、事務的なサポート、まちづくり情報の集約や発信、まちづくり活動団体のネットワークづくりなどが想定されます。</p> |
| <p>Q. これまで地域で取り組んできた様々なまちづくり活動を、今後は、まちづくりセンターが、全てやってくれるのですか？</p> | <p>A. まちづくりの主役は、これからも市民の皆さんです。</p> <p>まちづくりセンターは、市民の皆さんが活動するための拠点であり、市民の皆さんによる活動への支援や推進を図る市の施設です。</p> <p>市民の皆さんにとって魅力ある地域をつくるために、まちづくりセンターを有効活用してください。</p> |
| <p>Q. これまで公民館が担ってきた社会教育や生涯学習の推進は、どうなるのですか？</p> | <p>A. 社会教育や生涯学習を推進する役割は、まちづくりセンターが引き継ぎます。</p> <p>ふるさと郷育、はまだっ子共育、サークル活動支援、各種教室の開催等を通して、「人づくり」や「つながりづくり」により一層取り組みます。</p> |
| <p>Q. 現在、一部の公民館で行っている各種証明書などの交付手続きは、まちづくりセンターになっても変わらずできますか？</p> | <p>A. 変わらず手続きができます。</p> <p>ただし、現在手続きができる公民館（まちづくりセンター）に限ります。</p> |

| ④ 施設使用について | |
|--|---|
| <p>Q. まちづくりセンターになると使用料がかかると聞きました。 現在、サークル活動で公民館を使用しているのですが、使用料がかかりますか？</p> | <p>A. まちづくりセンターでは、使用する部屋の面積と時間に応じて、使用料がかかります。 <u>ただし、まちづくり、社会教育や生涯学習、学校教育等のための使用の場合は、免除になります。</u> サークル活動の使用は、社会教育や生涯学習のための使用に該当しますので、使用料が免除になります。</p> |
| <p>Q. 現在、公民館を使用した際に支払っている冷暖房費等の実費は、まちづくりセンターでも支払う必要がありますか？</p> | <p>A. より多くの皆さんに使用してもらえよう、冷暖房費等の実費の徴収は「なし」とします。</p> |
| <p>Q. 予約方法や使用申請手続きに変更点がありますか？</p> | <p>A. 申請書の様式の変更などがありますので、各公民館（まちづくりセンター）へお問い合わせください。</p> |
| <p>Q. まちづくりセンターを営利目的のために使用することはできますか？</p> | <p>A. 営利目的のために使用することは、可能です。 ただし、使用料の加算があります。 営利の範囲については、各公民館（まちづくりセンター）へお問い合わせください。</p> |

| ⑤ まちづくりコーディネーターについて | |
|---|--|
| Q. まちづくりコーディネーターは、どのような役割を担うのですか？ | A. 地域の状況に応じた特色あるまちづくりが進むよう、まちづくりセンターと連携し、地区まちづくり推進委員会などの活動や設立を支援します。 |
| Q. まちづくりコーディネーターには、どのような人材の配置を考えていますか？ | A. 社会教育主事又は社会教育士の有資格者、研究者、行政経験者など、様々な分野に精通した人材の配置を考えています。 |
| Q. まちづくりコーディネーターは、何人配置されますか？ また、どこで勤務するのですか？ | A. 市全体で5人程度配置し、それぞれ担当する地域（現自治区）の事務所（本庁又は支所）での勤務を予定しています。 ただし、状況に応じて、担当地域の枠を超えて特定の地域や地区へ重点的に支援を行うことができる体制を構築します。 |

| ⑥ その他 | |
|---|--|
| Q. まちづくりセンターの管理運営は、地域が行うのですか？ | A. 当面は、市の直営で運営します。 3年程度かけてまちづくりセンターの評価検証を行いますので、その中で運営方法の検討も行います。 |
| Q. まちづくりセンターや協働のまちづくりのことを地域で共有したいと思います。 例えば、総会や役員会などに市の職員に来てもらい、説明してもらうことは可能ですか？ | A. はい、可能です。 市としても、市民の皆さんに広く知っていただけるよう積極的な周知に取り組みます。 |

（令和3年2月11日現在）